

会 議 録

会議の名称	平成28年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第1回）
事務局	総務部総務課情報公関係
開催日時	平成28年5月27日（金） 午後6時00分～午後8時15分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開会 2 平成27年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 3 個人情報保有等届出状況の報告について 4 諮問事項 5 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
その他	

平成28年度第1回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 平成28年5月27日（金）午後6時00分～午後8時15分

2 場 所 小金井市役所第二庁舎801会議室

3 内 容

(1) 平成27年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

①職員共済組合業務 ②人事評価業務 ③労働安全衛生業務 ④資源物収集・運搬禁止業務 ⑤骨髄移植ドナー等支援奨励金交付事業 ⑥市街地再開発事業補助金交付業務 ⑦コンビニ交付業務変更届 ⑧減免関係業務変更届 ⑨人事評価業務廃止届

(3) 諮問事項

諮問第1号 職員ストレスチェック委託について

諮問第2号 コンビニ交付システムについて

諮問第3号 コンビニエンスストアにおける証明書交付サービスに関する
オンライン接続について

諮問第4号 証明書等自動交付事務委託について

諮問第5号 RESAS等を活用したしごとづくりの深化・拡大事業委託に
ついて

諮問第6号 介護保険負担割合証等作成・封入封緘委託について

諮問第7号 マイナンバー制度における独自利用・情報連携の開始について

(4) その他

ア 次回の日程について

4 出席者

【会 長】

松 行 康 夫

【委 員】

植 草 康 仁 加 藤 進 金 澤 昭 亀 山 久美子

多 田 岳 人 樹 一 美 土 屋 義 弘

【市 側】

西岡市長

中谷総務部長	
<企画政策課>	
今井企画調整担当課長	
<情報システム課>	
鈴木情報システム課長	鈴木情報システム係長
<職員課>	
梅原職員課長	内野人事制度等担当課長
岩佐人事研修係長	大久保給与厚生係長
廣田職員課主査	津端給与厚生係主事
<市民課>	
松井市民課長	辻市民係主事
頼元市民係主事	
<経済課>	
高橋経済課長	鈴木産業振興係長
小林産業振興係主事	
<市民税課>	
秋元市民税課長	中村諸税係長
<ごみ対策課>	
小野ごみ対策課長	玉井減量推進係主任
<地域福祉課>	
高橋生活福祉担当課長	毛受生活福祉係主任
<介護福祉課>	
高橋介護福祉課長	鈴木高齢福祉担当課長
本木包括支援係長	薄根介護保険係主任
<健康課>	
當麻健康課長	平島健康課主事
<子育て支援課>	
梶野子育て支援課長	前川手当助成係長
<まちづくり推進課>	
高橋まちづくり推進課長	平野まちづくり係主任
<総務課>	
水落総務課長	諏訪情報公開係長

郷古情報公開係主任

【傍聴者】

0名

【松行会長】

ただいまから平成28年度第1回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

審議に入る前に、委員の欠席の連絡をいたします。本日、朝倉委員、仮野委員、白石委員は、都合により欠席との連絡を受けておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、職員の人事異動がございましたので総務部長から申し上げます。

【総務部長】

皆さん、こんばんは。4月1日付けで総務部長になりました中谷と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

【総務課長】

こんばんは。4月1日付けで総務課長になりました水落と申します。よろしくお願ひいたします。

【松行会長】

それでは、まず「平成27年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について」を行います。既に皆様のお手元に届いているかとは存じますが、前回の介護福祉課の諮問資料の修正につきまして、事務局より説明がございましたので、よろしくお願ひいたします。

【総務課長】

前回の審議会で御指摘をいただきました介護福祉課の案件について、書面の右上に修正後と記しました資料を未定稿の会議録とともに送付させていただいておりますので説明させていただきます。

1点目でございます。条例第15条関係、平成27年度諮問第43号「東京都行方不明認知症高齢者等情報共有サイトへのオンライン接続について」でございます。送付いたしました資料に網掛けで示しているところでございますが、法令の定めについて記載が漏れておりましたので、改めて「老人福祉法」と明記をさせていただきました。

続きまして、2点目でございます。条例第27条第3項関係、諮問第45号「住民ボランティア養成事業運営委託について」でございます。御指摘いただきましたとおり、委託の内容におきまして、「3 機能低下者に関する地域包括支援センター相談への個別対応」がございましたが、これを削除し、また、委託処理する個人情報の項目は別紙のとおり10項目とさせていただいております。なお、

受託者に渡す個人情報の記録の形態におきまして「④ その他（本人等からの相談により受託者が相談内容を文書等により作成して保管する。）」としておりましたが、上記委託の内容の3の削除と同様に、必要性がないため削除をさせていただきます。

【松行会長】

ただいまの事務局の説明及び会議録の確認につきまして訂正等はございますか。訂正等はないようですので、これを認め、承認いたします。

それでは、小金井市個人情報保護条例及び小金井市情報公開・個人情報保護審議会条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

【市長】

初めに、報告事項につきまして、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により個人情報保有等届出状況を報告いたします。

今回報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが17件、届出廃止に関するものが1件、届出変更に関するものが2件です。

次に、諮問事項についてです。今回諮問いたしますのは、個人情報保護条例第14条に基づく「コンビニ交付システムについて」、個人情報保護条例第15条に基づく「コンビニエンスストアにおける証明書交付サービスに関するオンライン接続について」、個人情報保護条例第27条に基づく「職員ストレスチェック委託について」、「証明書等自動交付事務委託について」、「RESAS等を活用したしごとづくりの深化・拡大事業委託について」、「介護保険負担割合証等作成・封入封緘委託について」、情報公開・個人情報保護審議会条例第2条に基づく「マイナンバー制度における独自利用・情報連携の開始について」の合計7件です。

細部につきましては、事務局から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

【松行会長】

承りました。

【総務課長】

大変申し訳ございません。市長と総務部長はこの後、公務がございましてここで退席とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【松行会長】

それでは、これから審議に入りますが、審議に入る前に事務局からの説明を受けたいと存じます。その後、委員の皆様から御意見もしくは御質問を受け、それに対する説明を事務局または担当課から受けることで進行したいと存じます。

では、事務局からの説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、資料の1ページを御覧ください。今回の届出は、開始17件、廃止1件、変更2件でございます。2ページは部課別の明細、3ページから4ページは、その内訳で、備考にあります案件番号の順序にて進めさせていただきます。

1つ目の案件でございます。6ページを御覧ください。「職員共済組合業務について」、職員課の案件でございます。

平成27年10月の被用者年金一元化により、共済年金が厚生年金に統一され、掛金・負担金の算定基礎が、給料を基準に算定する「手当率制」から、厚生年金が採用している「標準報酬制」に移行されました。これに伴い、共済組合の標準報酬月額に係る請求様式が新たに示されたため、届出を行うものです。

7ページでございますが、届出番号07-268「標準報酬産前産後休業終了時改定申出書」でございます。個人情報の内容は記載のとおりでございます。様式については8ページを御覧ください。

次に9ページ、届出番号07-269「標準報酬育児休業等終了時改定申出書」でございます。個人情報の内容は御覧のとおりでございます。様式については10ページを御覧ください。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございましたが、御意見、御質問があればお受けいたします。

【金澤委員】

共済年金がなくなって、厚生年金に統一されたということでしょうか。それと、その他の休業給付や災害給付については、書式の変更はないのでしょうか。

【給与厚生係長】

1点目の御質問については、委員のおっしゃられたとおりでございます。

2点目については、今後変更になる予定ですが、それらの様式については様式を指定する共済組合からまだ届いておりませんので、現状では報告できないという状況です。

【松行会長】

他に御意見、御質問ございますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の案件の説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、11ページを御覧ください。「人事評価業務について」、こちらも職員課の案件でございます。

平成28年4月より改正地方公務員法が施行され、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を目的とした人事評価制度の導入が義務付けられることに伴い、既存の人事評価シートから新たな人事評価シートを導入するため、届出を行います。

開始4件と廃止1件について、説明させていただきます。

12ページを御覧ください。まず、届出番号07-270「個人目標管理シート（管理職）」でございます。個人情報の内容は記載のとおりでして、様式については13ページを御覧ください。次に、14ページを御覧ください。届出番号07-271「能力評価シート（管理職）」でございます。個人情報の内容は記載のとおりでして、様式については15ページでございます。続きまして16ページ、届出番号07-272「人事評価シート（一般職）」でございます。個人情報の内容は記載のとおりでして、様式については17ページに参考として、主事・主任職用を添付してございます。次に18ページ、届出番号07-273「面接シート（一般職）」でございます。個人情報の内容は記載のとおりでして、様式については19ページに参考として主事・主任職用を添付してございます。以上が開始届でございます。

次に廃止届でございます。20ページを御覧ください。届出番号07-209「人事評価シート」でございます。廃止理由等の内容については記載のとおりでございます。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問あればお受けいたします。

【土屋委員】

既存の人事評価シートから新たな人事評価シートを導入する目的として、「能力及び実績に基づく人事管理の徹底」と書いてあるのですが、もう少し具体的に前の人事評価シートを今回このように変えたことで、こういったメリット等が生

まれ、人事管理制度が現状よりもよくなり、職員の皆さんが職場の中で能力を発揮できるようになりますといった説明ができないでしょうか。

人事管理制度として、どこの会社でもこのようなシートを独自に作成して使用しているのですが、このようなシートを作成することが本来の目的ではなく、管理職と部下のコミュニケーションを円滑に行い、職員の皆さんに能力を発揮していただくということが本来の目的かと思しますので、新しいシートに変えたことで、このように人事管理を行いたいのだという、意気込みといたしますか、そういったことをお聞かせください。

【人事制度等担当課長】

人事評価制度の変更点と、制度の中身についての御質問かと思いますが、具体的には、今までは能力評価のみ行っていたところでございますが、地方公務員法の改正により、能力評価とともに実績評価も併せて行うという規定がありますので、具体的な変更点ということに関しましては、実績評価を導入するということの方が1つ大きなところであるかと思っております。

メリットといたしますか、人事評価をよりよくしていくためにはという趣旨の御質問につきましては、今までは部下との面接は年に1回という運用をしてまいりましたけれども、今回、実績評価を導入するに当たりましては、職員の一人一人、一般職であれば3つの目標を年度当初に立てまして、最終的には年度末にその実績を評価するということになりますので、特に上司と部下との関係、コミュニケーションということでございますと、年3回の面接を行いまして、年度当初の目標設定が適切かどうか、9月から10月の中期面接では、目標の進捗率がどうなっているか、進捗が遅ければ上司からアドバイスを行うなり、時には指導を行うところになるかと思っております。評価段階である、年を越えました1月ぐらいには、終期面接ということで、職員が自ら評価を行ったものに対して、上司からこのように考えているというような確認と上司の考え方を伝えます。

最後は面接という形ではございませんが、3月末までに上司の評価について、評価シートという形で評価の結果を各職員に通知し、その際、評価のずれがあれば、上司の考えも示していくという形で運用を行ってまいりますので、コミュニケーションを図るということにおきましては、日々の業務でも当然行っておりますが、面接という形では1回から3回に増やすという形でございますし、評価を受ける職員とすれば、上司からの評価と自分の考えのずれも年度末には分かりますので、翌年度の目標設定や業務に当たるところで、一定の効果があるかと思

っております。今までの評価よりもよりよい効果が出るように、担当としてもその辺は周知をしていきたいと考えております。

【金澤委員】

チェックシートは、身内でやられるわけですね。第三者によるチェックシートのチェックは行わないのでしょうか。それと、管理職とはどこまでなのか、管理職のチェックはどなたが、一般職のチェックはどなたがされるのでしょうか。

【人事制度等担当課長】

部長職に関しましては、副市長、教育長等が評価を行うものでございます。課長職につきましては、1次評価が部長職、2次評価は副市長、教育長等でございます。一般職につきましては、係長から主事職、これは再任用職員も含みますが、こちらにつきましては、まず課長職が評価をいたしまして、その後部長職が評価をするという形で評価はつけてまいっている形でございます。

第三者の評価といいますかチェックでございますが、第三者機関のチェックは制度上持ち合わせておりません。それに準じるという形ではございませんが、市長は、今説明しましたように評価者には入っておりませんが、特に管理職の最終的な評価につきましては、実績能力評価の点数に基づいて、市長を含めた理事者で最終的な決定をする形で運用しております。

【松行会長】

他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、21ページを御覧ください。「資源物収集・運搬禁止業務について」、ごみ対策課の案件でございます。

行政回収しています古紙等の資源物は、有価で売却される市の財産であり、また売却された資源物は、適切で明確な処理ルートにより資源化される必要があります。しかし近年、市及び市が指定する収集事業者以外の者が市に出された資源物を無断で持ち去る行為が横行し、市民から不安の声が寄せられていることから、持ち去り行為を未然に防止し、資源物を持ち去りされにくいまちづくりを実現することを目的として、「小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」の一部を改正し、古紙等の資源物を持ち去る行為を禁止する条項を設け、4月1日から施行しております。

本条例の施行に伴い、関連規則を改正し、新規に禁止命令等に関する個人情報が含まれる様式を保有することとなりました。また、違反者の履歴を蓄積する必要があることから、職員によるパトロール又は市民等からの通報により、持ち去り行為者の情報を収集し、違反者台帳を作成し保有するため届出を行うものです。

開始4件について、説明をさせていただきます。

22ページを御覧ください。届出番号12-61「資源物収集・運搬禁止命令書」でございます。個人情報の内容は記載のとおりでして、様式については23ページでございます。次に24ページ、届出番号12-62「資源物収集・運搬禁止命令に従わない旨の公表に関する意見陳述の機会付与通知書」でございます。個人情報の内容は記載のとおりでして、様式については25ページでございます。次に26ページ、届出番号12-63「資源物収集・運搬禁止命令に従わない旨の公表に関する意見書」でございます。個人情報の内容は記載のとおりでして、様式については27ページでございます。次に28ページ、届出番号12-64「収集又は運搬の禁止等に係る違反者台帳」でございます。個人情報の内容は記載のとおりでして、様式については29ページでございます。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

【加藤委員】

長い間の懸案事項について、ようやく条例の一部改正が実現したということですね。それで、関連する届出書の個人情報の内容を見ると氏名、住所といった記録項目しかありませんよね。組織的に行われている持ち去りが多いと思うのですが、例えば〇〇会社の〇〇といった情報は個人情報の対象とならないのでしょうか。氏名、住所といった情報があれば十分で、会社等の情報は不要ということですか。会社が組織的に持ち去りをしている場合でも、氏名、住所といった情報だけですと、会社ではなく個人のところに行くことになるのかと思いますが、そうすると会社が存じない形になってしまうのではないかと思いますがいかがでしょうか。

【ごみ対策課長】

組織的な犯罪という部分も起こり得る可能性はありますが、車自体をまず押さえるところから始まりまして、例えば車もレンタカーを借りて持っていくケースがあると認識してございますので、まずは個人の違反者から指導を行っていく形

でございます。当然のことながら、やりとりをする中で組織的な部分がわかった形になったとしても、基本的に違反者の氏名を公表する形にしておりますので、会社に属していたとしても違反者個人に対して指導する形を考えております。

【植草委員】

命令書、通知書、意見書、違反者台帳について説明いただいたのですが、それぞれの保存年限を3年、3年、3年、5年と設定してありますけれども、その保存年限の考え方について伺いできたらと思っています。

というのは、命令書に条例が具体的に記載されておりますけれども、こういった行為をしたということで、今後はだめですよ、ただし場合によっては氏名の公表又は罰金刑に処せられることがありますと明示されております。このようなケースに至る場合、やり方の悪質性、あるいは繰り返しの行為といった履歴のようなものも大きく影響するのかなと思うのですが、そのときに保存年限を3年、5年、違反者の具体的な情報については5年ということで設定されておりますけれども、このような事案の文書の保存年限として3年、5年が適正なのかどうか。文書に対する保存年限がそれぞれあるのかもしれませんが、何か根拠となる考え方について伺いしたいと思います。

【ごみ対策課長】

今回は保存年限を3年、5年とさせていただきましたけれども、具体的な根拠は特にありません。ただ、各市同じような条例を制定してございまして、私どもはどちらかというと後発になるわけでございますけれども、各市の状況を参考に保存年限は設定させていただいているところでございます。台帳だけは5年と多少長目の設定をさせていただいたのですが、最初に指導もしくは注意という形で徐々に始まっていくわけですが、指導をしてから、しばらく間を置いてまた来るということも想定してございまして、台帳だけは、その履歴もしくは統計上の管理から5年という長目の設定をさせていただいております。

【植草委員】

先行実施ではないとのことですが、他市での実際の違反状況は、大体1回注意するとおさまっているのでしょうか。先ほどもお話がございましたが、業者などが繰り返し持ち去りしていることが多い場合、この5年という保存年限が適当なのでしょうか。先行して行っている他市の事例では5年が適当であっても、小金井市においては10年保存していてもいいのではないかという考え方もあるかと思いますが、いかがですか。

【ごみ対策課長】

委員の御指摘、御意見も当然あると認識してございますが、今回、条例の改正ということで、初めて持ち去り禁止について加えさせていただいたところがございます。他市の事例などを参考に伺わせていただくところ、悪質な方は当然いらっしゃると思いますので、繰り返しの違反というケースはございます。ただ、ほとんどの方々が1回目で、条例があるということがわかった時点でおさまるといふ部分もあると聞いてございますので、ケース・バイ・ケースにはなるとは思いますが、当面は、私どもとしては、この3年、5年でやらせていただきたいということでございます。

【樹委員】

29ページの違反者台帳ですけれども、通報者氏名を収集するとありますが、通報してくださった方の連絡先等は収集せずに、氏名だけをここで収集する理由を教えてください。

【ごみ対策課長】

通報者氏名についてですが、住所、電話番号についてはお聞きいたしません。氏名と書いてございますけれども、場合によっては匿名でという方もいらっしゃると思いますので、その辺は切り分けをして収集する形になります。氏名をおっしゃっていただける方もいらっしゃると思いますので、本人に確認をさせていただきまして、通報者氏名については5年間、こちらの台帳に載せていくという考えでございます。

【樹委員】

わかりました。違反者台帳に通報者の名前が載るのは、通報者としてはどうなのかと思われましたので。

【ごみ対策課】

基本は匿名で構わないと思っておりますが、名前を言いたいという方も中にはいらっしゃいますので、その場合は、保有をさせていただきます。

【樹委員】

わかりました。確認をしていただけるということなので、いいと思います。

【金澤委員】

業者の方が先にチラシなどを配布し、「取りに来ますのでお願いします」ということがよくありますが、そのようなことは違反にはならないのでしょうか。それと、最終的に有価で売却する場所は、市内なのか、市外なのか、それは委託業

者に任せているのでしょうか。最終的には日の出の方に持って行き焼却して、エコメントに変えると伺ったことがあるのですが。

【ごみ対策課長】

今回は、資源物の回収の禁止という形で条例はさせていただいてございますが、想定するものは新聞紙、空き缶などがございます。集めさせていただいたものの流れでございますけれども、市が集めさせていただいた新聞紙等については、業者に売らせていただきますので有価となっております。業者は、それを古紙の再生業者に持っていき、トイレットペーパーですとか、お菓子の箱に再生利用されているという流れになってございます。また、空き缶等につきましても、基本的には金属類でございますので、市で回収したものについて業者に有価で売らせていただいて、自動車などに再生利用がされているという状況でございます。

御質問のチラシの回収でございますけれども、そのチラシをもとに新聞紙等を出された場合は、本人の意思でということになりますので、持ち去り禁止にはなりません。また、新聞販売店で回収している事例もありますけれども、それも本人の意思で新聞販売店回収に出されていますので、持ち去り禁止にはなりません。今回の古紙の持ち去りを禁止する対象となりますものは、市で集めて持っていただくという市民の方の意思があったものを、他の者が持っていった場合について対象としてございます。

【多田委員】

12-61と12-64に関しては、例えば個人所有の防犯カメラや行政が設置した街頭の防犯カメラ、職員のパトロールや市民からの動画、画像などが挙げられると思いますが、そのような動画や画像といった電子データを、12-61や12-64に関しては添付資料としてつける必要があるのではないかと思います。それと罰金ですが、この20万円、もう少し増額したほうがいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

【ごみ対策課長】

届出番号12-61と12-64でございますが、これは基本的に市が持ち去り者と直接接触して行うものでございまして、市民の方々の通報等の中で、例えば写真の提示とかがされた場合でも、それは基本的に市では保有いたしません。そのまま通報者に返却させていただく形を考えてございます。あくまでも市として現場を確認したものについてのみ、こちらの個人情報情報を保有していく形かなと考えているところでございます。

それと罰金の20万円については、これは他市等も同じように20万円と設定してございますので、基本的には他市に倣って、私どもも20万円と設定しているところでございます。

【松行会長】

他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、30ページを御覧ください。「骨髄移植ドナー等支援奨励金交付事業について」、健康課の案件でございます。

現在、日本で非血縁者間の骨髄移植や末梢血幹細胞移植を必要としている患者は、毎年少なくとも2,000人を越えているが、全ての患者がドナー登録者と適合するわけではないため、一人でも多くのドナー登録者が必要な状況です。こうした状況の中で、骨髄・末梢血幹細胞を提供しやすい環境づくりの推進を図る観点から、骨髄・末梢血幹細胞提供者に対して一定の奨励金を交付する「骨髄移植ドナー支援事業」の取組が全国の自治体で実施されており、近隣では稲城市が先立ち実施していることに加え、武蔵野市、三鷹市、町田市等においても、平成28年度より事業を開始した状況です。また、東京都が医療保健政策区市町村包括補助事業の対象としたところから、今後、当該事業を実施する区市町村のさらなる増加が想定されるところです。

本市においても、平成27年第4回市議会定例会にて「骨髄移植ドナー支援に関する陳情書」が全会一致で採択されたことから、当該事業を早期に開始すべきと考え、平成27年度第5回小金井市補助金等検討委員会に付議しました。その結果、奨励金の交付（骨髄・末梢血幹細胞提供者へ1日につき2万円、骨髄・末梢血幹細胞提供者が従事する事業所へ1日につき1万円（共に通算7日を上限））を実施することに伴い、新たに様式を保有するため届出を行うものです。

開始3件について説明をさせていただきます。

31ページを御覧ください。届出番号41-540「小金井市骨髄移植ドナー等支援奨励金交付申請書（ドナー用）」でございます。個人情報の内容は記載のとおりでして、様式については32ページでございます。次に33ページ、届出番号41-541「小金井市骨髄移植ドナー等支援奨励金交付申請書（事業所用）」でございます。個人情報の内容は記載のとおりでして、様式については34ペー

ジでございます。次に35ページ、届出番号41-542「小金井市骨髄移植ドナー等支援奨励金請求書」でございます。個人情報の内容は記載のとおりでして、様式については36ページでございます。

なお、参考資料としまして、37ページから38ページに奨励金交付要綱を載せてございます。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

【加藤委員】

1日につき2万円、事業所には1日につき1万円ということですが、この1日という単位は、小金井市民が他の医療機関に出向いて骨髄を採取するために、どれだけ日数がかかるかという意味の1日ですか。

【健康課長】

御指摘のとおりでございます。

【松行会長】

他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

39ページを御覧ください。「小金井市市街地再開発事業補助金交付業務について」、まちづくり推進課の案件でございます。

市街地再開発事業は、不燃共同化や防災性・安全性向上など、土地の合理的かつ健全な高度利用及び環境の整備等に資することから、小金井市市街地再開発事業補助金交付要綱を制定し、事業実施者等に対して補助金を交付しているところです。当該補助事業の完了に当たっては、本要綱の様式に定める実績報告書のほか、別途、国の要領に定める書類の様式が新たに必要となるため、届出を行うものです。

40ページを御覧ください。届出番号43-48「小金井市市街地再開発事業補助金実績報告書に係る添付図書一式」でございます。個人情報の内容につきましては、41ページにございます別紙を御覧ください。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいた

します。

【金澤委員】

41ページの2に「施行者名」とありますが、施行者名とは具体的にはどういった方ですか。

【まちづくり係主任】

再開発事業に係るこちらの施行者につきましては、補助対象者として該当する市街地再開発組合やURなどの公法人や独立行政法人、そして周知性のある団体もありますけれど、他にも個人施行ですとか、任意団体である準備組合などといった団体もございますので、今回、入れさせていただいております。

【金澤委員】

工事をする施行者ではないのですね。

【まちづくり係主任】

施工業者でなく、事業者です。

【多田委員】

この41ページの5の「備考」と、6の「その他資料」とあるのですけれども、これはどういったものを想定しているのですか。備考とその他は同じようなニュアンスだと思いますが、それぞれの線引きはどうなりますか。

【まちづくり係主任】

今回、届出をいたしました整備計画作成書のうち、権利調整関係の項目につきましては、再開発事業区域に係る権利者の方の名前ですとか権利面積が入ってございますが、実際にこちらの物件が区域内のどこにあるかということを確認する必要があるため、所有者名等が記載された配置図面を事業者に提出してもらっておりますので、届け出をさせていただいております。

備考についてですけれども、実際に所有している物件に対して、例えば借家に対しては転貸借とか、あるいは差し押さえというような、所有権に特に影響を与えるような権利が設定されていた場合に、これを把握するために必要になりますので項目に入れております。

【松行会長】

他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

42ページを御覧ください。「減免関係業務について」、市民税課の案件でございます。

軽自動車税は、毎年4月1日現在に原動機付自転車・小型特殊自動車・軽自動車・二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という）を所有している人にかかる税金ですが、①天災その他の災害により軽自動車等が損害を受けた場合、②生活保護法の規定により生活扶助を受けている場合、③公益のために直接専用する場合、④身体に障害を有し歩行が困難な者又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「障害者等」という）及びその者と生計を一としている者が、障害者等を常時介護するために使用する場合、⑤その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等である場合については、納期限までに申請すれば、軽自動車税の全額を減免することになっています。（小金井市市税条例第106条、同第107条）

平成28年1月より施行された番号法及び小金井市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第9号）が平成28年3月29日に公布施行されたことに伴い、平成28年度からの軽自動車税減免申請書に個人番号を記載することとなることから、保有する個人情報の内容に変更が生じるため届出を行うものです。

43ページを御覧ください。届出番号04-41「軽自動車税減免申請書」の変更届でございます。変更される個人情報の内容は、個人番号の追加です。様式については44、45ページを御覧ください。2通りの様式を載せているところですが、減免事由により使用する様式が異なることによるものでございます。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

【土屋委員】

減免理由として5項目が書いてあるのですが、3番目の「公益のために直接専用する場合」ですが、具体的にどのような場合を想定されるのか教えていただければと思います。

【諸税係長】

公益のために使用する場合の事例としましては、介護施設や病院での患者さんの送り迎えなどで、そのような公益性がある団体に市が補助しているような場合は、軽自動車税については、公共性があるということで減免させていただいております。

【金澤委員】

軽自動車税の減免は、今までなかったのかということと、普通車の減免についてはどのようになっているのかについて説明をお願いします。

【市民税課長】

減免申請につきましては、従前から小金井市では軽自動車の減免を行っております。それと普通車の減免ですけれども、こちらは都税になりますので、東京都で減免を行っております。

【松行会長】

他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

次に諮問案件に入りたいと存じますので、事務局から説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、これより諮問となります。

46ページを御覧ください。「労働安全衛生業務について」、職員課の案件でございます。

平成26年6月に労働安全衛生法が一部改正され、ストレスチェックを実施することなどを事業者の義務とする新たな制度が導入されることとなりました。平成27年12月に本制度が施行されたことに伴い、個人のストレスチェックの結果及び面接指導の結果の記録を保存する必要があるため、届出を行うものであります。なお、本事業の調査及び結果報告等については委託により実施するため、業務委託について諮問するものです。

47ページを御覧ください。諮問第1号「職員ストレスチェック委託について」でございます。

委託する目的や内容等につきましては、諮問書のとおりでございます。

次に、48ページを御覧ください。ただいま説明させていただきました諮問と関連しまして、届出番号07-274「ストレスチェック調査票」及び51ページにございます届出番号07-275「ストレスチェック結果票」の開始届でございます。また、53ページの届出番号07-276「面接指導結果報告書及び事後措置に係る意見書」は、委託せずに新たに保有するものでございます。

個人情報の内容はそれぞれ記載のとおりでして、様式については、それぞれの届出内容等の次ページでございます。なお、それぞれの様式例につきましては、今後委託事業者等と調整の上作成することとなりますので、参考までに添付をさ

せていただいている様式例でございます。

参考資料として、55ページから59ページに業務委託仕様書（案）がございます。また、個人情報取扱特記事項は、96ページから載せてございますので、御参考にしていただければと思います。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

【土屋委員】

継続的に委託されるということですが、個人情報に委託をするとどうしても漏えいするリスクは高まると思うのです。委託することについては、労働安全衛生法が改正されて、行わないといけないのかもしれませんが、職員のストレスチェックというものは、その利活用も非常に難しいものですし、委託をしないで内部で管理職が面接をするなどして、職員のストレスチェックを行ったほうが、委託するよりもいいという意見もあるのではないのでしょうか。

単に他の区市町村が委託しているから、右に倣えと委託することを決められたのか、あるいはいろいろと議論した結果として委託することになったのか。職員の皆さんもこのようなチェックシートを外部に委託することについて「いいですね、どうぞやってください。」という意見なのではないのでしょうか。

質問がはっきりしないですけど、何か考えがあって委託を行うのだということについて答えていただければと思います。

【職員課長】

こちらにつきましては、職員のメンタル的な内容となりますので、例えば職員課のような人事部門がストレスチェックを実施するということとなりますと、なかなか答えづらいという場面も出てくるのが想定されることから、そこは分ける必要があると厚生労働省より実施の仕方について示されており、そういったことから外部委託を考えたものでございます。

日頃より労働安全衛生につきましては、職員課の労働安全衛生担当が進めてきており、産業医や産業健診の方の面談ですとか、そういったものも実施しながら職員の健康面に配慮しているところです。今回のストレスチェック制度をその一環として活かしていけるように適切な運用を図ってまいりたいと思っています。

【植草委員】

今、土屋委員から、庁外への情報漏えいについて、また、その利活用されるこ

とについて御意見なり御質問がありました。多少関連いたしますが、調査票、結果票等々について今回届出があるわけですけれども、庁外へ漏れることについては当然心配ですけど、庁内においても、ある意味おもしろおかしくこのような情報が出回ることについては、場合によって、より心配する必要があるかと思うのです。そういった意味では、委託をして戻ってきた調査票、結果票等々の管理の部分、文書管理のルール、例えば、どこかの課の課長が部下の状態を確認したいということで、調査票、結果票等々を見たといった、いつ、誰が、誰の情報を見たかといったことの管理の仕組み等々について、何かルールなどがあれば、教えただけだと思います。

【職員課長】

結果票につきましては職員課で適切に管理することとしておりまして、鍵のかかる場所で保管をいたします。それで、例えばどこかの課の所属長がそれを見たいという話があったとしても、それを見せるということはいたしません。

【植草委員】

所属長に見せないということですが、それでは調査票、結果票はどのようなことに利用されるのですか。職員課できちんと保管するというのはわかりますけど、その後一切、その情報を出さないということは、使われないという意味ですか。

【土屋委員】

それでは意味ないですよ、やる意味が。それを利用して、働きやすい職場、ストレスを感じなく、より仕事を伸び伸びと行える職場をつくるためのストレスチェックですよ。自分の能力を発揮するためにこれをチェックするということがないと、費用をかけてもやるだけ無駄ですよ。

【職員課長】

すみません。結果が出た後のことについて説明が不十分でございました。結果につきましては、産業医がその結果を見まして、面接指導等が必要であると判断をしましたら、当該職員にその旨を連絡いたします。それで、その職員が、連絡に伴って面接指導を受けるということになれば、産業医が面談をしまして、そこで対応が必要ということであれば、対応を行っていくということです。結果についてはきちんと利用してまいります。

【樹委員】

57ページのところに今説明いただいたようなことが書いてあるのですけれども、高ストレスと評価された場合、本人に直接連絡が行きますが、所属長等には

連絡が行かないのでしょうか。面接を受けに行くようなことで休暇を取得することがあれば、当然所属長にも知らせなければいけないかと思いますが、どこまで、その結果が伝わっていくのか、若干心配されます。

【職員課長】

そういった場合の結果については、本人に知らせ、所属長には知らせませんが、面接を受けるという場合には、当該職員が面接をきちんと受けられるような、そういった体制はとってまいりたいと思います。

【亀山委員】

直属の上司に連絡をしないということですがけれども、連絡をしていかないと、治療を受けるために休暇を取得するときや、先ほどの人事評価など、いろいろなところに影響してくる気がします。それともう1点、これは市の職員のみチェックシートですがけれども、市の事業を委託している委託事業者にもこのようなチェックをしてくださいよという依頼はするのですか。

【職員課長】

産業医が面談を必要と判断し、面談をした場合、面談の結果によっては、例えば所属長ですとか、そういった方へのアプローチも必要になる場合もあるわけです。そういった場合は所属長に適切な方法で知らせていくなど、ケースに応じて行っていきたいと思います。

それから、委託事業者についてどうなっているのかという御質問ですがけれども、今回行いますストレスチェックの制度につきましては市の職員が行うものです。

【松行会長】

他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

60ページを御覧ください。「住民票の写し及び印鑑登録証明書のコンビニ交付について」、市民課の案件でございます。関連しておりますので、諮問第2、3、4号を一括して説明させていただきます。

本市では現在、行政窓口サービスの利便性向上のため、マイナンバーカード（JPKI認証方式、平成28年1月以降）及び住民基本台帳カード（独自利用AP方式、平成23年4月以降）を使用することで、市内外のコンビニエンスストアのキオスク端末にて住民票の写し及び印鑑登録証明書の自動交付を受けられる

「コンビニ交付サービス」を提供しています。これまで、住民基本台帳カードによる方式は平成22年7月、マイナンバーカードによる方式は平成27年5月にそれぞれ本審議会に諮問を行っているところです。

本件は、コンビニ交付サービスにおける利用者の利便性向上を検討した結果、キオスク端末で住民票の写しを出力する際に従来選択できなかった個人番号の記載有無を選択可能にすることから、新たに個人番号を証明発行サーバーに保有し、また証明書データとして送受信を行うこととなるため、届出及び諮問を行うものです。

61ページを御覧ください。諮問第2号「コンビニ交付システムについて」は、個人情報の記録項目を電子計算組織にて処理することについて、62ページ、諮問第3号「コンビニエンスストアにおける証明書交付サービスに関するオンライン接続について」は、証明書データとして送受信を行うことについて、63ページ、諮問第4号「証明書等自動交付事務委託について」は、従前と同様に業務を委託することについて諮問するものでございます。

なお、これらの諮問については、個人情報の記録項目を追加することから、改めて諮問をさせていただくものです。追加する記録項目としましては、64ページにございます別紙の29番の「個人番号」でございます。

次に、65ページを御覧ください。ただいま説明いたしました諮問と同内容として、届出番号09-143「コンビニ交付システム」の変更届でございます。変更する記録項目につきましては、諮問と同様に「個人番号」の追加でございます。参考資料としまして、コンビニ交付システムの概要を66ページから、事務委託契約書を71ページから、平成27年5月に本件を諮問した際の諮問書を78ページから載せてございます。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

【亀山委員】

これは漏えいしないものですか。全ての個人情報、個人番号をそこに載せるということだと思いますが、住民票に個人番号を載せる、載せないについて選択をするということは、全員の情報がそこに入っているということですよ。

【市民課長】

個人情報が漏れることはないのかという御心配でございます。まず、これにつ

きましてはインターネットなどの広い回線ではなく、専用回線を使っております。市と証明発行とは、直接専用回線を使っておりますので、漏えいのリスクは少ないと考えております。

全ての個人情報を載せているのかということでございますが、これは個人番号カードを使ったものでございまして、個人番号カードの認証方式を使って、個人番号カードを持っている方のみ利用いただけるシステムでございます。情報についても、その方を特定する認証として、個人番号カードに高度技術による電子証明書が載っているわけでございますが、その電子証明書によって、本人であると認証されるわけでございます。そうしますと、住民票であれば、住民票の請求権のある方だと認識され、その方の個人情報、またはその方の世帯員の個人情報、いわゆる住民基本台帳法で認められた住民票の請求権のある範囲のみが、その方のカードによってコンビニでプリントアウトできるというものでございます。

【亀山委員】

電子証明書を持っている人の情報のみが登録されているということですか。個人番号カードを作っている人、作っていない人がいると思いますが。

【市民課長】

市民の方全ての情報がそこへ行っているわけではありません。あくまでも本人が請求している内容のみ、その都度、市の管理しているシステムからその部分の情報だけがそこへ行くということでございます。したがって、全ての方の情報がそこへいつも流通しているということではないという構造になっています。

【金澤委員】

近隣市町村を見ても、武蔵野市や府中市では実施しておらず、三鷹市は、住民票と印鑑証明以外に納税証明などの発行もしていますよね。小金井市は、どういった理由で住民票と印鑑証明だけなのかという点と、今後拡大していくことがあるのかどうかについて教えていただければと思います。

【市民課長】

住民票の証明発行は市としても最も多くございます。また、コンビニ交付事業は、全国でも100自治体ほどしか参入しておらず、なかなか利用が伸びていないということから、まずは証明発行の最も多い住民票や印鑑証明ということです。

【金澤委員】

今後、参入していく区市町村は増えていきますか。

【市民課長】

今後は明らかにコンビニ交付事業に参入する自治体は増えてまいります。26市においては、マイナンバー導入前は3市だったのが、今は5市、今年度中に複数の自治体が参入してくることも情報として聞いておりまして、かなりの自治体が今後参入してまいります。23区においては、ほとんどの自治体が今年度中に参入すると聞いております。

今後の発行できる証明書類については、利用の状況も参考にさせていただきながら、皆様の利便が図られるように検討してまいりたいと思います。

【金澤委員】

府中市は、交付手数料120円という経費負担が多いことから参入しないようですけど、そこら辺はいかがですか。

【市民課長】

すいません、府中市の状況は手元に資料がないのですが、例えば自動交付機が普及している自治体は、自動交付機を設置し使っている状況でございますが、ランニングコストなどもかかると伺っておりまして、そういった市もコンビニ交付に切りかえるかどうかというような検討に入っているという話も聞いております。今後、自動交付機を引き上げてコンビニ交付に参入する自治体も増えてくるのではないかと考えております。

【松行会長】

他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

81ページを御覧ください。「RESAS等を活用したしごとづくりの深化・拡大事業委託について」、経済課の案件でございます。

平成27年度に地方創生事業として実施した「しごとづくり事業」により、創業機運の醸成、起業家等の市内定着促進、民学金官の体制構築等を進めてきました。本事業は、小金井市版地方総合戦略の基本目標である「小金井の魅力を発信し、交流人口の増加を図ることにより、地域の活性化につながるまち」、「多様な働き方ができ、安心して結婚・出産・子育てできるまち」の実現の加速化を図ることを目的としています。そのために、「教育的特性を活用したローカルイノベーション事業」、「江戸東京をテーマにした滞在型ビジネス創出事業」、そして昨年実施した「しごとづくり事業」を深化させた「創業機運拡大事業」の3事

業を実施するものです。

本事業のうち、「創業機運拡大事業」において、地域の主婦を対象とした創業機運を高めるPRイベントや、起業家の育成とマッチング機会の創出を図るための交流イベント、起業者の市内定着を促すためのイベントを実施するに当たり、イベント参加者の個人情報を取り扱うことになり、本事業は委託により実施するため、業務委託について諮問するものです。

なお、RESASとは、地域経済に係わる様々なビッグデータ（企業間取引、人の流れ、人口動態等）をわかりやすく可視化するシステムであり、このシステムを活用することで、効果的な立案、実行、検証を行うことができるものです。

82ページを御覧ください。諮問第5号「RESAS等を活用したしごとづくりの深化・拡大事業委託について」でございます。委託する目的や内容については、今説明させていただいたとおりでございます。委託先や条件等につきましては、諮問書のとおりでございます。また、83ページから87ページに委託仕様書（案）がございます。そして、個人情報取扱特記事項につきましては、先ほどの諮問第1号と同様で、96ページから載せてございます。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

【金澤委員】

RESASというのは、今日私も試してみたのですが、官庁用と一般用とがあるみたいですね。少し触ってみたのですが、全くわからなかったです。もう少しわかるようなシステムかと思っていたのですが、どのようなシステムかもう少し説明していただけますか。

【産業振興係長】

RESASとは国が作成をしているシステムです。自治体版の話をしていただきますと、市がいろいろな計画策定をするに当たり、小金井市がどういった特性を持った市であるかといったことが、その都度市民アンケート、企業に委託して調査するなどをせずに、システムのデータを使えばすぐにわかるようなシステムです。

【金澤委員】

まだ開発の途中にあるのですか。

【産業振興係長】

導入されて間もないものですから、国もいろいろな意見を反映させて、バージョンアップを図っている状況です。

【土屋委員】

このようなシステムを前向きに使うことは非常にいいことだと思いますが、やはり、地域で仕事づくり、事業を深化・拡大していくということが目的で、そこに結びつかないといけないと思うのです。先ほど金澤委員からよくわからないというお話がありましたし、国の開発したシステムで、まだ実績がないというような話もありました。このシステムがいいシステムであれば、各区市町村で使用して具体的に成果が出ているのかと思いますがいかがですか。このシステムを使用して、実績が出たという区市町村も既に聞いているということなのか、そうではなく、他の自治体では実績がないが小金井市でまず実績を出していくのだという非常に強い意志のもとでシステムを使用されるのでしょうか。

【産業振興係長】

RESAS等につきましては、地域の課題を把握するためのシステムで、どういったところに市として力を入れるのかというところが、より具体的にわかるものだと私どもは考えております。地方版総合戦略を各自治体で策定するに当たりましては、こういったRESAS等の活用実績もかなりあると聞いておりますので、実績については十分あると考えています。

【土屋委員】

このまちの課題やこのまちをどうしていこうということに、このようなシステムを使用するのはいいのですが、職員皆さんが、市を見て市の中で業務されていけば、このようなシステムを使用しなくても十分議論できるのではないですか。

【産業振興係長】

今回この事業を進めていくに当たり、前段としてRESASというシステムを使った分析をさせていただきましたけれども、この事業を推進していく過程では、地域の団体や事業者と進捗状況について語りつつ、イベント等の内容も市だけで決めるわけではなく、そういった市内の各団体等の意見をいただきながら進めていく形になっております。RESASだけの結果を見るということではなく、実際にそういったしごとづくりに関連した方々と一緒になって進めていく事業計画となっておりますので、そこについては問題ないと考えております。

【樹委員】

民間事業者に委託となっておりますけれども、具体的な委託先が決まっている

のか、また委託先は1つなのかお伺いしたいと思います。

【産業振興係長】

委託先につきましては、契約担当と調整している段階ですので、まだ決まっておられません。委託業者につきましては1者で予定をしております。

【松行会長】

他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

88ページを御覧ください。「介護保険負担割合証等作成・封入封緘委託について」、介護福祉課の案件でございます。

平成27年8月より、一定以上の所得を有する方について、介護保険の自己負担が1割から2割に変更になりました。このことに伴い、昨年から要介護認定を有する方に対して、介護保険の負担割合を記載した介護保険負担割合証を交付しております。負担割合証の有効期間は毎年8月1日から7月31日までとなっており、7月の更新時期には、要介護認定を有する方に対して約4,700件の負担割合証の送付をしているところですが、業務負担軽減のため、これまで市で行っていた負担割合証等の作成・封入封緘を委託することに伴い、諮問するものです。

89ページを御覧ください。諮問第6号「介護保険負担割合証等作成・封入封緘委託について」でございます。委託する目的や内容については、今説明してまいりましたところでございます。委託先、条件等につきましては、諮問書のとおりでございます。また、90ページから委託仕様書、96ページから個人情報取扱特記事項を載せてございます。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

【植草委員】

2点お伺いしたいと思います。1つは、情報漏えいがあるてはならないような情報を委託によって外部に持ち出すこととなりますが、委託をする必要性といたしますか、切迫性についてです。この文書からすると業務負担軽減のためとありますが、90ページにあります委託仕様書を拝見させていただきますと、2の(2)のウ以降に、7月7日までに持ち込んでくださいよということになっており、持ち

込んだ後、そのまま送付できるかという点、おそらく庁内においても中身の確認などの作業が付随的に出てくると思いますので、そういった作業もある中で委託に出すことが、本当に業務負担軽減になるのかどうなのかと思うのです。費用も当然かかりますし。それと89ページの委託の内容で、単年度委託となっていますけれども、これは毎年このような作業が生じるのではないかと思いますので継続的委託ではないでしょうか。

【介護保険係主任】

1点目の必要性、切迫性でございますが、昨年この制度を導入したときには、職員、臨時職員による手作業で行ったところでございます。中身の確認作業、臨時職員への指示、そういった点も見なくてはならないといった事務的な負担が発生したことを鑑みて、業者に委託をすることで少しでも業務負担軽減につなげていきたいという考えでございます。

2点目の単年度か継続的かでございます。こちらの委託につきましては、毎年、更新時期の8月に介護認定を持っている方について発行しているものでございます。御指摘のとおり、こちらにつきましては今後、毎年更新時期につきましては委託したいと考えてございますので、大変申し訳ございませんが、継続という形で訂正させていただきたいと思っております。申し訳ございません。

【松行会長】

他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

91ページを御覧ください。「マイナンバー制度における独自利用・情報連携の開始について」、情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1号、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項として、諮問させていただくものでございます。企画政策課、情報システム課の案件でございます。

マイナンバー制度による他の地方公共団体との情報連携は、平成29年7月から開始する方針が国により示されており、法定事務のみならず、独自事務についても同時に開始するとした場合の申請期限が迫っております。

小金井市では、マイナンバー制度の実質の利用は、当面の間は法定事務による利用に限定することとしてきました。一方で、国や他の地方公共団体の動向にも留意し、市民サービスの向上を図るための独自利用のあり方についての研究を進

めてきました。

その結果、独自事務において情報連携を開始することで、市民サービスの向上、事務の効率化に繋がる事務が複数あると判断するに至りました。

このため、これまでの小金井市の方針を見直し、マイナンバー制度を独自事務で利用・連携する時期を早め、法定事務と同時開始するための検討を進めることとしましたので、諮問を行うものです。詳細につきましては、情報システム課長より説明をさせていただきます。

【情報システム課長】

それでは、少々お時間をいただきまして、「マイナンバー制度における独自利用・情報連携の開始につきまして」、説明をさせていただきたいと思えます。

1 番目に、マイナンバー制度の概要についてでございます。

マイナンバー制度は、住民票に登載されている全ての方を対象に固有の番号を割り当てて、複数の機関に存在する個人の情報が同一人についての情報であると確認することができるようにする仕組みでございます。マイナンバー制度が目指しているものとしましては、3つございます。1つ目は国民の利便性の向上で、各種申請手続の際に住民票や各種証明書類の添付を不要とし、国民の負担を軽減させるようにすること。また、地方公共団体や国の行政機関が持っている自身の情報を、より簡単に確認する手段を提供すること。2つ目は公平・公正な社会の実現で、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくして、負担と給付の適正化に繋げ、きめ細やかな支援を実現すること。3つ目は行政の効率化で、地方公共団体や国の行政機関などで、様々な情報の照合・転記・入力に要する時間や労力を削減すること。また、複数業務間での連携を進め、重複作業を削減すること。

マイナンバー制度の利用は、社会保障・税・災害対策の3分野に限定されており、対象事務は法律と省令で定められております。法定事務は、平成28年1月1日からマイナンバーの利用を開始しており、他の地方公共団体との情報連携については、平成29年7月より開始する方針が国より示されております。

2番目に、マイナンバーの独自利用についてでございます。法定事務以外でも、地方公共団体が独自にマイナンバーを利用・情報連携することも可能であり、地方公共団体ごとに対象事務を条例と規則で規定することとされておきまして、開始時期は法定事務の期日以降となっております。

3番目に、マイナンバーの「利用」と「連携」についてでございます。マイナ

ンバー制度では、マイナンバーを事務の中で扱うことを「利用」と表現しておりますが、利用につきましては2つの形態がございます。1つ目は実質の利用で、マイナンバーを用いてデータを突合したり、検索したり、マイナンバーの記載をしてもらった申請書類を受理するといったものが該当するものでございます。2つ目はマイナンバー利用事務間の庁内連携で、小金井市では庁内事務間で情報連携を行っております。例えば福祉や保険部門で、各種判定のために税分野から所得情報を取得するなどというものがございます。この庁内連携はマイナンバー制度以前から行われておりまして、連携にマイナンバーが介在することはございません。しかし、法律の規定では、情報の受け・渡しのいずれの事務もマイナンバーの利用事務である場合、マイナンバーが介在しない情報連携であっても、マイナンバーが介在していると見なされるものでございます。一方で、マイナンバー制度における「連携」とは、地方公共団体間の情報の受け・渡しと規定されてございます。庁内連携は情報の受け・渡しを1つの地方公共団体内で行っているため、連携ではなく、受け・渡し双方でマイナンバーを利用できる地方公共団体が、分野を移転しながら利用を継続している状態であるとの解釈が国より示されてございます。

ただ、こうした利用の形態は、マイナンバー制度では規定されてございません。このため、1つ目の実質の利用、マイナンバー利用が開始された平成28年1月1日以降は、従来からの庁内連携について、マイナンバーが介在すると見なされるものの、法定された利用・連携のいずれにも該当せず、そのままでは法律に抵触する状態が生まれることとなります。マイナンバー制度では、これを回避するため、庁内連携をマイナンバーの独自利用の一種として条例で規定するよう求めています。

4番目に、小金井市のマイナンバー利用条例についてでございます。小金井市では、マイナンバーの利用条例をマイナンバー利用事務間の庁内連携に限定して定め、平成28年1月1日より施行してございます。実質の利用につきましては、実質の利用の規定は当面の間見合わせるものとしてきたものでございます。一方で、マイナンバーを独自利用することが市民サービスの向上に繋がる事務もあるものと見て、国や他の地方公共団体の動向にも留意しつつ、独自事務のあり方についての研究を進める方針といたしました。以上の経過により、現行のマイナンバー利用条例は、従来の事務運用を制度上適法とするための規定にとどまっております。

5番目に、方針の変更と条例改正についてでございます。

マイナンバー制度における情報連携は、平成29年7月の開始を予定してございます。独自連携を平成29年7月に開始するためには、条例制定の上で事前に国の個人情報保護委員会へ申請する必要があり、平成28年7月が申請期限とされているものでございます。小金井市では、この独自連携開始の申請期限を視野に入れながら、マイナンバーの独自利用・連携を検討することとまいりましたが、その結果、独自連携を開始することで市民サービスの向上、事務の効率化に繋がる事務が複数あると判断するに至りました。

対象の事務は、いずれも東京都26市のほとんどで独自利用を規定しており、現在は、転入した方、又は住民票が他区市町村にある方について、課税証明書等を必要としているものでございます。マイナンバー制度による情報連携が可能であれば、市民が課税証明書等を取得する手間・費用が不要になり、市民サービスに寄与するほか、証明取得の案内を省略でき、小金井市で公用請求する場合も、併せて事務の効率化が見込めるものでございます。影響を受ける市民は、例えば医療費助成事務では、最も多い事務で延べ3,000人ほどと見込まれております。

これらの状況を考慮し、小金井市のマイナンバー制度における独自利用についての方針を改め、法定事務以外の独自事務での利用・連携を開始する時期を早めることとしたいと考えてございます。条例を改正し、連携の開始は法定事務と同じ平成29年7月とし、利用の開始はこれより前の適切な時期を検討しているものでございます。また、これらと同期して、手続に必要な申請書面でマイナンバーの記載欄が生じるものにつきましては届け出し、システム対応についてお諮りすることとしたいと考えてございます。

6番目、今回マイナンバーの独自利用を開始したい事務は、資料にございましており5つございます。

最後になりますが、この方針転換は、小金井市のマイナンバー対応におきまして重要なものと認識しているものでございます。小金井市の判断に対する審議会の御意見をお願いしたいと思います。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。マイナンバー制度の施行に伴います法定事務という、法に前提とされております内容規定があるわけですが、加えて小金井市の独自利用というもので、特に他の地方自治体との連携による市民サービスの向上と行政事務の能率向上、そういうメリットがありますので、小

金井市においても条例を改正することを含めて方針転換をし、小金井市のマイナンバー対応の進展を図りたい、そのことについて審議会で意見を伺いたいという趣旨でございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

【亀山委員】

いろいろ精査を積まれた結果、平成29年7月から始まる当初の情報連携と同時にこの1番から5番の事務について独自利用として実施していきたいということですね。それで、この1番から5番の事務以外についても、今後独自利用として進めていかれるのでしょうか。それとも、この5つの事務に特化してということでしょうか。

【企画調整担当課長】

今回、諮問している5つの事務ですが、こちらにつきましては平成29年7月の情報連携開始に向けた検討結果ということで、まずこの5つの事務について取りかかりたいと考えてございます。今後についてですが、国から示されているスケジュールや事務手続上の流れの中で、毎年4月、例えば次の場合であれば平成30年4月、その次は平成31年4月という形で年間のスケジュールが区切られてございますので、次の平成30年4月から新たな事務についても独自利用としてスタートする場合は、別途、市の条例を改正し、取り組む形になります。

現行においては、この5つの事務に絞って取り組みたいと考えてございまして、今後につきましては、他市の動向や、市民サービスの低下を招くことがないように、取り組むべき事務については取り組みたいと考えております。

【亀山委員】

毎年、いろいろなものを検討して、4月に独自利用を増やしていくということではよろしいですか。

【企画調整担当課長】

現状、平成30年4月からどの事務をという検討や、目途はついてございませぬ。国から示されているスケジュールでは、毎年4月から情報連携開始する事務を都度受け付けていく、1年に一度受け付けていくといった事務手続が示されてございますので、その流れに合わせて行うこととなります。例えば市が新たな事務を追加したい場合は、平成30年4月や平成31年4月を一定の目途に考えていくことになると思っております。現時点で、平成30年4月に採用する事務はないですとか、この事務を考えているという考えについては、まだ結論として至っているものではございません。あくまでも他の自治体や社会情勢の流れ、国

からは、現状、内閣府の下部機関であるワーキンググループなどで、マイナンバーを使って、子育てワンストップ制度というものを導入していこうという研究、検討も進んでいるように聞いてございます。その部分について、どの事務が該当になるのかというところまで、まだ地方公共団体、本市含めてどういった形で手続を進めなさいという指示も全く出てきてございませんが、それが突如出てきたときに、本市だけ取り残されてしまうようなことがないように、しっかり調査、検討を進めていきたいという考えにとどまっております。

【亀山委員】

小金井市がいろいろ考えて判断するのではなく、国の動向、他市と比べて小金井市はどうかという形で考えていかれるということですか。

【企画調整担当課長】

現状は、そのような考え方にとどまっております。

【亀山委員】

これは、必ずやらなければならないということなのですか。

【企画調整担当課長】

これらの事務については、各自治体で判断するものという形でございます。先ほど会長からもお話がありました法定事務、こちらは個人番号法の定めにある別表1に書いてある事務が98項目、それと情報連携が認められるものとして別表2に掲げられている事務が120ございます。これらの部分については個人番号法に基づいて、一定の利用や情報連携が認められている事務という形になります。その他で、社会保障・税・災害対策の分野において個人番号を利用することが一定認められているのですけれども、それらの事務、法定で定められているもの以外の事務に個人番号を使う場合は、市の条例で規定を定めるとされています。

今回の5つの事務については、個人番号法の中で定めている事務になってございませんが、社会保障の分野を中心に5事務を掲げさせていただいております。この部分については、例えば多摩26市の中で、今24市が平成29年7月から、これらの事務について個人番号を利用するという形の調査結果を本市では得てございます。そうした形になりますと、例えば他の24市の方々が本市に転入してくる場合、本市だけ個人番号を使っていないということになれば、今回の件ですと、課税証明などが必要書類として取り上げられる事務が主に挙げられているのですけれども、本市が使っていないことで、転入元の市で課税証明書の発行をお願いし、その手数料等をお支払いして課税証明をお取りいただいて本市に届け出を

していただく形になります。本市が個人番号の利用、提供を求める条例を制定しておけば、これらの課税証明等の発行手数料を、新たに小金井市民になられる方の経済負担や、事務負担の軽減が図れるという一定の効果が認められることがございますので、これらについては多摩地域の中で本市だけが取り残されることがないように、しっかり取り組んでまいりたいという考え方を持っているところです。

【亀山委員】

もう1点教えていただきたいのですが、災害のときとおっしゃいましたが、熊本の災害では、個人番号の対応はどうされたのですか。

【企画調整担当課長】

現状どこまで把握しているかというのはなかなか難しいのですが、新聞報道では、熊本震災の関係でマイナンバーカードを申請されていた方に、マイナンバーカードを交付できる体制がなくなり、マイナンバーカードが滞留してしまっているなどの情報が入ってきています。

今、罹災証明の発行手続等、そういったところでマイナンバーを利用するという考え方も一定示されてはいるのですけれども、具体的にどのようなシステム化がされて、今回の震災被災者対応にどのように取り組まれているかどうかというところまでは、申し訳ないですけれども、把握はしてございません。

ただ、そういった場合にも使えるようにする、そういった社会基盤を整えていくということが個人番号法の理念でもございますので、今後、国等から一定、通知、周知なりがなされて、取り組みが推進されていくものと考えています。

【亀山委員】

心配なのは、番号を覚えていない、カードも紛失してしまったといった場合、個人番号という数の羅列がどれだけ役に立つのだろうという思いがあります。

【松行会長】

防災という非常に緊急、特別な時期における具体的な行政の事務処理というのは、今後もより細かな、具体的な、臨機応変的な利用を探索していかなくてはいけないと思います。御質問は当然のこととしてあると思うのですけれども、小金井市のマイナンバー制度での新しい対応方法をどうするかということは、これから、担当課を含めて細かいところまで検討していく必要があるのではないかと、今のやりとりを聞いておりましたところでは、ですから、現状としてはその程度の質問でおそらくとどまるものではないかと思っておりますのでよろしく申し上げます。

【植草委員】

審議会の意見をということですので、1つ意見を述べさせていただきます。法定事務以外の独自事務についても利用連携する理由として、市民サービスの向上なり事務の効率化、具体的には課税証明の発行一つとっても非常に利便性が上がりますといった話で、何となくわかってきました。ただ結果として、例えば市役所に来て何かの申請の手続等々をするときに、手続きによってはマイナンバーの記載を求められることとなり、今まで以上に手続的に面倒くさいという部分と、ここでもマイナンバーを書くのかということ、万が一、そのマイナンバーがどこかに漏えいをしたらと、そのような懸念も利用者からすると増えると思うのです。そのときに、各窓口では、何でマイナンバーがここでも必要なのでしょうかという質問に対して、回答ができるような環境も同時に整えようと考えていらっしゃるのかどうか。その辺がないと、やはりマイナンバーを書いてくださいと言われた方からすると、心配と、何でという気持ちになり、なかなかスムーズにいかないのではないかと懸念を持ちます。というのは、昨年度の審議会でお話したことですけど、まず窓口へ行ったときにマイナンバーの記載を求められました。それで何でマイナンバーが必要なのですかというお話をしたら、回答がございませんでした。結果として、結構ですということで、マイナンバーを書かなかったということがありました。そのような状況ですと、こういったことを実施して行こうと思っても、なかなか市民の理解が得にくいのかなと思いますので、その辺の環境整備について、お考えがあればお聞かせください。

【企画調整担当課長】

まず個人番号法、こちらが施行されて以降、本人の確認のための書類として通常いただいていた運転免許証や住民票といったものについては、身元の確認というところにとどまっております。本人を確認するためには身元に関する証明書と、あわせてマイナンバーの通知カードか、もしくはマイナンバーカード、こちらをあわせて提示をいただき、本人確認という形の手続に制度自体変わってきてございます。

この部分について、市としてどのように取り組んでいるかというところですが、私どもといたしますと、植草委員がお問い合わせされたときになかなか答えができなかったといったところは非常に反省しなければならないと思っております。昨年12月の時点、個人番号法、番号制度自体が施行する前段階において、職員を対象に研修会を行ってございますが、その際、個人番号の提供を求めるに当た

りましては、どういった関係法令に基づき個人番号の提供を求めるのか明確に説明できるように取り組んでいただきたいという願いは当課からさせていただいているところです。

今後については、しっかりそういったところが周知徹底できるよう、改めて、どのような形で全庁的に浸透できるかを含めまして、しっかり検討させていただきたいと考えてございます。

【植草委員】

よろしく申し上げます。

【土屋委員】

意見をお願いしたいとのことなので意見ですが、市民の公募委員として言いたいのは、例えばこのカードがあれば、今までの手続で5時間かかったのが1時間でできますよ、あるいは1,000円かけていたものが100円でできます、行政の効率化でこれをやり始めたら、行政の事務が1週間かかる作業が1日で済むようになりました、というようなことを窓口等ですぐに言えるようにしてもらえるのであれば、どんどん利用をしていただいてもいいですから、そのようにしていただきたいと思います。

何故このようなことを言うかといいますと、私は、通知カードが来てから個人番号カードの申請をしたのですが、1月に申請して、やっとこの前、個人番号カードを取りに来てくださいという通知が来ました。しかも、その通知の内容を見ると、受け取りに行く日時をパソコンで申し込みをしてから、8月までに受け取りにいかないといけないといったことがいろいろと書いてあり、それを読むだけでも大変で、今保管していますが、カードの発行からしていろいろ手続き等が大変であることからしても市民の利便性には結びついていないと思っています。普通、カードを発行している会社なら申込をしたら、その結果としてカードを送ってきますよ。情報漏えいの関係もあって、そのようにできないのかもしれませんが。

市民は、前置きや法規など、そのようなことはどうでもいいので、このように便利になるのですよ、それだけ持っていけば印鑑も要りません、身分証明にもなりますというところまで進めることで、他には何も要りませんという、極端ですけども、それぐらい強烈に進めていただいて、利便性を高めていただきたいと思います。

【企画調整担当課長】

御意見ありがとうございます。ただ、私どもとしては、これまで慎重な姿勢を

保っていたことの一つとして、情報漏えいに関する懸念が拭き切れていないところがございます。というのは、やはり情報セキュリティの分野におきましては、利便性を高めるということはセキュリティの脆弱性についてもある程度リスクが伴ってくるというところがございます。何から何まで全て対応していこうというところは、なかなか今申し上げにくいというところです。

あと、マイナンバーカードの送達の遅れについてですが、こちらについては、市といたしましては懸命に取り組ませていただいております。この部分の発送の遅れにつきましては、新聞やテレビでも一部報道がなされているかと思いますが、発行元のJ-LISという地方公共団体情報システム機構のシステムサーバーにトラブルが生じていたというところがありまして、自治体側から暗証番号の入力作業を行っても、機構のサーバーに届かないというトラブルがあったり、発行事務手続において一定情報の不整合があったりというトラブルがあったように聞いてございます。この部分については、5月の連休の時点で一定、システム改修等を行い、トラブルの解消が見込まれているというところでございますので、今後一定円滑に進んでくるのかなと考えてございます。本市においては、1日で今70名程度のマイナンバーカードの交付が限度というところになってございますので、円滑に発行させていただけるよう、予約システムを御利用いただいているところでございます。

【松行会長】

他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

以上をもちまして本日の審議会の報告と諮問事項につきましては審議をこれで終了いたします。

それでは、本日の日程のその他に移らせていただきます。事務局から「その他」の報告等の説明をお願いいたします。

【総務課長】

次回の日程についてです。次回の日程は7月21日木曜日、801会議室をおとりしておりますので、皆様の御都合についてお伺いをしたいと思います。よろしくお願いたします。

【松行会長】

次回の日程ですが、ただいま事務局から発言がありましたように、会議室の関係等がございまして、平成28年7月21日木曜日となっておりますが、御了承

いただけますでしょうか。御了承いただければ、次回は、7月21日木曜日午後6時から、801会議室にて開催いたしたいと思いますので、よろしく御出席のほどお願いします。

本日も大変長時間にわたりましたが、これをもちまして本日の審議会の全ての審議事項を終了とさせていただき、これにて散会といたします。ありがとうございました。

— 了 —